



令和6年度 郡山市認可保育施設入所案内 (令和6年5月～令和7年3月用)



こちらの内容を確認のうえで手続きを進めてください。

1 申込期間

希望入所日の4か月前～前月5日（5日が土日祝日の場合は、その後の開庁日）

入所希望月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	令和6年 11月	令和6年 12月	令和7年 1月	令和7年 2月
申込開始	令和6年 1月	令和6年 2月	令和6年 3月	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月
申込締切日	令和6年 4/5 (金)	令和6年 5/7 (火)	令和6年 6/5 (水)	令和6年 7/5 (金)	令和6年 8/5 (月)	令和6年 9/5 (木)	令和6年 10/7 (月)	令和6年 11/5 (火)	令和6年 12/5 (木)	令和7年 1/6 (月)

※令和7年3月・4月入所の申込日程や申込方法等は、別途「広報こおりやま」や市ウェブサイト等でお知らせします。

2 対象児童

働いている等の理由で家庭保育が困難な保護者に代わって、郡山市内の認可施設での保育を必要とする、小学校入学前の市内在住児童（入所前の市内転入予定者や、原発特例法による避難者を含む）

※お子さんの心身について障がいがあると思われる場合や発達に不安がある場合、出生時低体重、アレルギー、継続的な服薬を必要とする場合等は、お子さんを安全にお預かりする態勢を整える必要がありますので、申込書類への記入や資料を添付のうえで、施設での面接の際に必ずご相談ください。

※申込みの時点で希望保育施設の入所対象年齢に達している必要はありませんが、「入所希望月の1日時点」では入所対象年齢に達している必要があります。

3 保育の必要性

対象児童が認可保育施設へ入所するためには、保護者の状況が次のいずれかに該当する必要があります。

就労 求職活動 妊娠・出産 保護者の疾病等 同居親族の介護・看護 就学 その他

注意 ・「就労」は1か月あたりの就労時間が52時間以上の場合に認定されます。52時間未満の場合は認定されません。
・「就労」で育児休業取得者の場合は、入所の翌月15日までの職場復帰が入所の条件です。

4 保育施設の利用期間について

保育施設を利用できる期間は、保育の必要性によって異なります（下表参照）。

保育の必要性	保育施設の利用期間
就労	雇用期間の定めがある場合には、その翌月まで 働き始めたばかり等の理由で勤務実績がない場合は4か月目実績確認 ※「就労」での認定は『月52時間以上』就労していることが要件です
求職活動	3か月間 ※定められた期間内に就労証明書等を提出できれば期間延長可能
妊娠・出産	出産予定日8週間前の月の初日から出産後8週間経過した月の末日まで【期間延長不可】
保護者の疾病・障がい	病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します
同居親族の介護・看護	病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します
就学	卒業（修了）予定日の月末まで

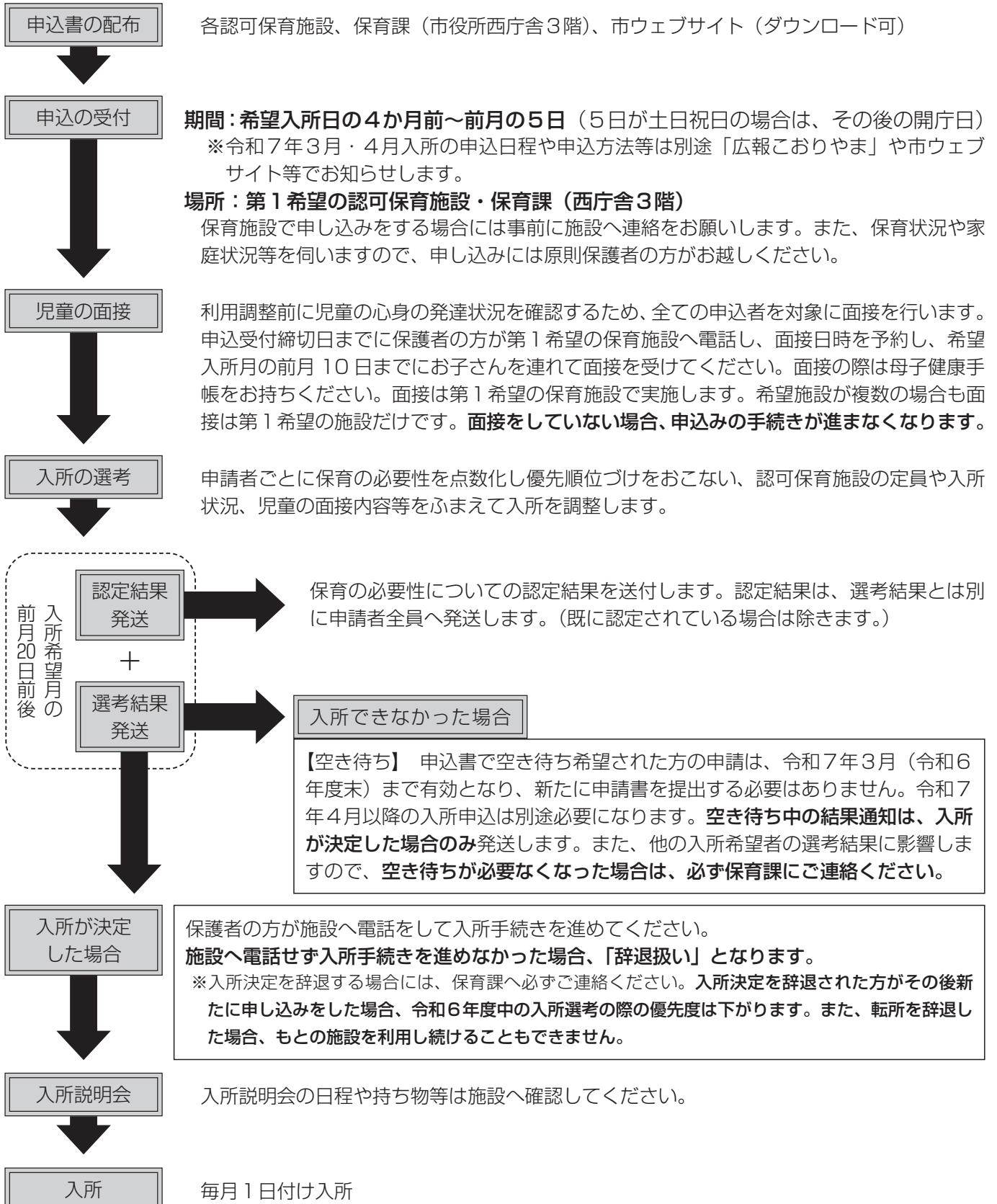
注意 次の①～③のいずれかの場合は「退所」になります。

- ①「求職中」を理由で入所したが、期間が満了する月の15日までに就労を証明できる書類を提出できない場合
- ②「妊娠・出産」を理由で入所した場合、期間が満了する日以降の期間延長はできません。
- ③「長期欠席」や「家庭保育可能と認定された」等、保育を必要性とする理由に疑問が生じた場合

5 入所申込～入所決定の流れについて（5月～翌年3月）


保育施設への入所は、「児童福祉法第24条第3項」「郡山市保育施設等の利用調整及び保育の必要性の認定に関する事務取扱要領第6条」の規定に基づき、申請内容を審査し、保育施設ごとに利用調整を行った上で決定します。

- 注意**
- ・入所の決定は、申込受付順ではありません。
 - ・利用調整の結果、“他に保育の必要性が高い児童がいる”“利用定員に空きがない”等の理由により、入所できない場合があります。
 - ・申請内容に虚偽があった場合、入所が取消となります（入所決定後に虚偽が判明した場合も取消となります）。



6 必要書類について

申し込みに必要な書類は、各認可保育施設、保育課で用意しています。また、市ウェブサイトでダウンロードできます。印刷時のサイズはA4でお願いします。



- 保育施設等利用申請書〔指定様式〕**
 - ・申込児童1人につき1枚 記入例を必ず確認してください。
- 教育・保育給付認定申請書〔指定様式〕**
 - ・申込児童1人につき1枚 記入例を必ず確認し、裏面も忘れずに記入してください。
- 入所申込に関する確認票**
 - ・内容を確認しチェックボックスにするしをつけ（□→☑）、記入年月日と記入者の署名をお願いします。
- 保育を必要とすることを証明するために必要な書類**…【保育の必要性一覧表】参照
 - ・入所希望児童と同居している父／母／65歳未満の祖父母のものがそれぞれ必要です。
 - ・同居扱いとなる祖父母が、令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に65歳になる場合（昭和34年4月～昭和35年3月生まれの方）は、祖父母の書類の提出は不要です。
 - ・住民票上は別の世帯でも、父母と祖父母の住所が同じ場合や、父母と祖父母が同じ家屋に居住している場合は「同居」扱いとなります。
 - ・住民票上は同じ住所でも、父母と祖父母が同じ敷地内の別々の建物で暮らしている場合は、そのことが分かる書類（光熱水費の請求先や建物の名義人が別々だと分かるもの）の提出により別世帯として扱います。
 - ・各種証明書や診断書等は、証明年月日が4か月以内のものを受け付けます。
- 保育料の決定等に必要な書類**（以下の対象に当てはまる方のみ）
 - ・ひとり親（父子・母子）世帯の方 ⇒ 児童が記載された戸籍謄本
 - ・5月～8月入所希望で、令和5年1月1日に海外に居住していた父母 ⇒ 令和4年中の収入が分かる書類
 - ・9月～3月入所希望で、令和6年1月1日に海外に居住していた父母 ⇒ 令和5年中の収入が分かる書類

【保育の必要性一覧表】

保育の必要性		必要な書類	備考
就労	会社勤務 産休・育休中	就労証明書〔指定様式〕	育児休業明け入所希望をする場合、育児休業取得期間が記載された就労証明書が必要
	自営業 農業	① 就労証明書〔指定様式〕 ＋ ② 「確定申告書」の写し（青色も白色も2ページ目まで） ※令和6年1月以降に開業し確定申告をしていない場合は「開業届」「営業許可証」いずれかの写し	自営業・農業に従事する方（就労証明書の「証明者」が「保護者自身」となる方）は、左記書類の提出が必要
求職活動		就労予定申立書〔指定様式〕	勤務内定後に就労証明書などの提出が必要となります。
妊娠・出産		出産（予定）児童の母子健康手帳の写し	表紙と出産（予定）日が確認できる部分の写し
保護者の疾病・障がい		「保護者が児童を自宅保育できないこと」が明記された診断書、又は障害手帳等の写し	申請書の障害者手帳等の有無で各種手帳の「所持あり」とした方、特別児童扶養手当受給の方は、手帳等の写しは不要（ただし市外で交付を受けている方は必要） 障害基礎年金、要介護認定を受けている方は、それを証明する書類が必要
同居親族の看護・介護		看護・介護を受ける人の診断書、又は障害手帳等の写し	
就学など		在学を証明する書類	在学証明書、又は学生証と時間割の写し（カリキュラム、スケジュールの分かるもの）

- 注意**
- ・提出された書類は返却できません。
 - ・各申請書は、ボールペンで記入し、消せる筆記具や修正液は使わないでください。
 - ・書き間違いは二重線（——）を引くだけにしてください。
 - ・転入予定の方は、入所の前日までに郡山市へ住民登録されていることが入所の条件となります。
 - ・育児休業取得者は入所の翌月15日までの職場復帰が入所の条件となります。
 - ・提出書類をもとに保育の必要性等を調査・確認しますが、追加書類の提出が必要となる場合があります。
 - ・書類の不足や不備等があると、入所選考時の優先度に影響が出るほか、入所決定後の保育料額が最高額（7万円）になる場合があります。不足書類の提出期限は毎月の申込締切日と同じです。

7 申込内容の変更について

申込書に記載した内容等に変更があった場合は、保育の必要性の優先度等に影響するため、必ず保育課へ電話してください。変更内容によっては追加で書類の提出が必要になります。

- 例) ○希望保育施設を変更したい ○勤務先・雇用期間・就労時間等の変更や育休延長
○市外転出等申込の理由(意思)が無くなった時(申込のキャンセル)
○児童の保育状況が変わったとき(認可外保育施設の利用開始等)
○世帯状況が変わったとき(婚姻、離婚、祖父母と同居・別居等)

注意 申込締切日以降の転所希望のキャンセルは選考に反映できません。
また、転所を辞退した場合、もとの施設を利用し続けることもできません。

8 保育施設の利用時間について

利用時間は保護者の就労等の状況に応じ、「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」の2区分に分かれます。

利用時間の区分		保育施設の利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもフルタイム就労	11時間/日までの利用
保育短時間	保護者のいずれも、又は、いずれかがパートタイム就労	8時間/日までの利用

※各施設の開所時間については、「郡山市内認可保育施設一覧」をご覧ください。

※パートタイム就労でも児童の送迎が難しい勤務体制等の場合は、保育標準時間を希望できます。

9 給食について

年齢(4月1日現在)	給食の種類	給食費
0歳	離乳食	保育料に含まれます
1歳・2歳	給食	保育料に含まれます
3歳・4歳・5歳	給食	保育料とは別に負担していただきます

注意 入所対象年齢が満1歳からの保育施設では、育児用ミルクが準備できません。

10 保育料等について

- ・保育料は、児童の年齢と父母(同居祖父母等も含む場合があります)の住民税所得割額により決定します。
- ・令和6年4月1日時点で3歳以上の児童については、幼児教育・保育の無償化により保育料は無償になります。ただし、給食費や延長保育料等は別途実費負担となります。
- ・認定こども園では、教育内容の充実等のため、保育料とは別に上乗せ徴収を実施する場合があります。
- ・施設により教材費、制服代、アルバム代や保護者会費等、保育料以外の費用が発生する場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

11 認可保育施設の情報等について

- ・各施設の詳細は市ウェブサイト又は「郡山市内認可保育施設一覧」をご確認ください。
なお、新たに認可保育施設が増える場合は、市ウェブサイトに掲載します。
- ・公立保育所のうち、桃見台保育所・針生保育所・鶴見坦保育所・御代田保育所は、令和11年度末(令和12年3月末)に廃止の予定です。
- ・見学を希望される場合は直接施設へご相談ください。
- ・クラス編成は各施設で決定します。